

労務管理講習会

「人事労務担当者基礎講習」

総務担当の初心者向けに、労働関係法令全般についてやさしく解説します

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会

人事異動などで新たに人事労務担当になられた方等を対象として、労働基準法などの関係法令、さらに新たに施行された改正労働契約法・改正労働者派遣法・改正高年齢者雇用安定法のポイントについて、基礎知識を学んでいただくための講習会を、下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1 日 時 平成25年4月16日（火）10:00～16:00（会場・受付は9:40～）

2 会 場 産業安全会館（三田労働基準監督署入居ビル）8階大会議室

港区芝5-35-1（裏面地図参照）（最寄駅：JR田町駅・都営地下鉄三田駅）

3 講 師 社会保険労務士 北岡大介氏（元労働基準監督官）

4 内 容

（１）労働基準法の解説

- ①定義等（労働者、賃金、平均賃金）
- ②労働契約と解雇・退職（労働基準法違反の契約、労働契約期間、労働条件の明示、賠償予定の禁止、解雇制限、解雇の予告、解雇理由の証明、退職金の証明、金品の返還）
- ③賃金（賃金の支払い、休業手当、最低賃金）
- ④労働時間・休憩・休日（労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働、時間外・休日及び深夜の割増賃金、事業場外労働のみなし労働時間制）
- ⑤年次有給休暇
- ⑥変形労働時間制
- ⑦裁量労働制
- ⑧年少者の労働基準（最低年齢、年少者の証明、未成年者の労働契約、年少者の労働時間・休日、年少者の深夜業）
- ⑨女性の労働基準（産前産後休業、妊産婦の労働時間、育児時間等）
- ⑩就業規則その他（就業規則の作成・届出・変更の義務、制裁規定の制限、法令等の周知、労働者名簿及び賃金台帳の記録と保存）

（２）その他の労働関係法規の解説

- ①労使当事者間の労働契約の基本ルール（労働契約法）
- ②過重労働防止対策（労働安全衛生法ほか）
- ③メンタル対策と職場環境の整備（労働安全衛生法ほか）
- ④働きたい人の就業とチャンスを拡大（雇用対策法）
- ⑤仕事と生活の調和のとれた働き方・働きせ方（労働時間等見直しガイドライン）
- ⑥労災保険制度の概要と給付（労災保険法）
- ⑦雇用保険制度の概要と給付（雇用保険法）
- ⑧労働保険の適用・手続（労働保険徴収法）
- ⑨職場における男女の機会均等（男女雇用機会均等法）
- ⑩仕事と育児・介護の両立を支援（育児・介護休業法）
- ⑪パートタイマーの均衡待遇確保のルール（パート労働法）
- ⑫派遣労働者の雇用・就業管理（労働者派遣法）

5 受講料（消費税・テキスト代含む） 労働基準協会員 5,000円 それ以外の方 6,000円

6 定 員 120名 使用テキスト：「知らなきゃトラブる！労働基準関係法の要点」（全基連発行）

7 申込方法等 ；「労働関係法のポイント平成25年度版」（全基連発行）

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から4月9日まで2週間ない場合は4月9日（火）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取り消させていただきますことがあります。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例0416 マルマルカイシャ等）			

- ③受講の取消：4月9日（火）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8 問合先 （一社）三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会（三田労働基準協会、品川労働基準協会、大田労働基準協会、渋谷労働基準協会）の
共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。